

秋田県条例第二十七号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一万七千三百円」を「二万二千元」に、「八千六百五十円」を「一万三千元」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。